平成２１年（フ）第３８２号
神奈川県相模原市城山町町屋３丁目10番１号ベルメゾンソレイユＤ201
債務者　小林　裕一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３８４号
神奈川県相模原市橋本台１丁目５番19―302号
債務者　名倉　有希（旧姓長田・藤家）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月29日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５４号
石川県羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地７
債務者　梅田　勇治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後３時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５６号
石川県七尾市細口町に部76番地
債務者　一瀬　吉克
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後３時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第５７号
石川県七尾市藤橋町亥部37番地４　タウニィ野桑206号
債務者　越田　　努
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後３時20分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第３１７号
静岡県袋井市高尾208番地の１　パレットＩ101号室
債務者　小林　和典
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１８号
静岡県袋井市高尾208番地の１　パレットＩ101号室
債務者　小林ひとみ
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
香川県仲多度郡琴平町112番地
債務者　藤井　　保
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午前９時50分
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第９６号
秋田県大仙市太田町横沢字堤田68番地
債務者　米山百合子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第３７号
静岡県掛川市上西郷1250番地　ステーションかおり２―２号室
債務者　塩見　富子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月26日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
愛知県豊田市坂上町茶臼下22番地
債務者　高木　吉元
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５９７号
愛知県豊田市十塚町４丁目33番地　ルミエールＱ207号
債務者　野中　　忠
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
愛知県豊田市明和町６丁目20番地
債務者　森　　真美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０５号
愛知県豊田市大林町10丁目20番地８　豊田大林町パークホームズ105
債務者　北原　　望
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
愛知県豊田市御幸本町７丁目303番地７　板倉マンション303号
債務者　森山　太樹
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月19日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係